

## 土岐市告示第36号

### 土岐市防犯カメラ等設置補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 この告示は、安全で安心なまちづくりを推進し、犯罪の抑止及び地域の防犯力向上を図る目的として、防犯カメラ及び画像記録装置等（以下「防犯カメラ等」という。）を設置する団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、土岐市補助金交付規則（昭和51年土岐市規則第20号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この告示で使用する用語の意義は、土岐市公共的団体による防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（令和2年6月制定。以下「ガイドライン」という。）で使用する用語の例による。

#### (補助対象団体)

第3条 補助金の交付を受けることができる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 町内会、自治会、その他の地域的な共同活動を行う団体
- (2) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及びこれらに準ずる団体
- (3) 自主防犯活動団体
- (4) その他市長が適当と認める団体

#### (対象経費)

第4条 補助金の交付の対象経費、これに対する補助率及び限度額等は次の表のとおりとする。

区分	対象経費	補助率	限度額等
防犯カメラ等	1 防犯カメラ（画像記録装置及び付属品を含む）を構成する機器の購入費 2 防犯カメラの設置費用 3 防犯カメラの設置を示す看板の購入費 4 看板の設置費用 5 その他設置に必要な経費。ただし、維持費、地代、占有料等の運営に要する経費並びに移設・撤去費用は除く。	2分の1以内	1 1団体に付き上限50万円とする。 2 1団体年度1回限りとする。

2 1団体当たりの補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付条件）

第5条 補助金の交付に付する条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 犯罪の抑止及び地域の防犯力向上を図る目的として設置される防犯カメラであること。
- (2) 管理責任者や画像の管理等を定めた「防犯カメラ設置・運用規程」を策定すること。
- (3) 防犯カメラの撮影範囲内の住民等の同意を得ていること。
- (4) 特定の場所に継続的に設置し、撮影された画像のうち、道路、公園その他不特定多数の者が利用する場所の画像の面積がおおむね2分の1以上であること。
- (5) 防犯カメラは、24時間作動とし、夜間も人物等が特定できる撮影が可能（街灯等の補助可）なものであり、メモリーカード、ハードディスク等の画像記録媒体を備える機器であること。

(6) 防犯カメラの設置場所に、作動中であることを示す看板を設置すること。

(7) 防犯カメラは、継続して5年以上設置すること。

(8) 捜査機関等からの画像提出等の協力要請があった場合は協力すること。

(9) その他市が定めるガイドラインに沿ったものであること。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、土岐市防犯カメラ等設置補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 見積書の写し

(2) 会則の写し

(3) 役員名簿の写し

(4) 防犯カメラの設置・運用規程（当該規程を定めていない場合は、その規程案）

(5) 防犯カメラ設置場所の位置図及び現況写真

(6) 設置する場所の所有者等の同意又は許可を得たことを証する書類の写し

(7) 議事録の写し等、防犯カメラを設置することを決定したことを証する書類

(8) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するとともに、土岐市防犯カメラ等設置補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）により申請団体に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた団体（以下「補助事業団体」という。）が、第6条の規定により申請した内容

を変更しようとする場合は、土岐市防犯カメラ等設置補助金事業内容変更交付申請書（別記様式第3号）により事前に市長に申請し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、当該申請書を審査し、適当と認めるときは、土岐市防犯カメラ等設置補助金事業内容変更交付決定通知書（別記様式第4号）により補助事業団体に通知するものとする。

（事業の中止）

第9条 補助事業団体が、第7条に規定する交付決定又は前条に規定する変更交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）を中止しようとするときは、事業中止届出書（別記様式第5号）により市長に届け出なければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業団体は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から30日以内又は当該完了の日が属する年度の末日のいずれか早い日までに土岐市防犯カメラ等設置補助金実績報告書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 設置後の写真（防犯カメラ設置の表示看板が確認できるものを含む。）

（2） 防犯カメラにて撮影された画像の写し

（3） 領収書の写し

（4） 土岐市防犯カメラ等設置補助金交付請求書（別記様式第7号）

（5） その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったとき。

(2) この告示の規定に違反したとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に補助金を交付するものとしてふさわしくないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の規定により返還命令を受けた者は、補助金の全額又は一部を速やかに返還しなければならない。

(防犯カメラの管理)

第13条 補助金の交付を受けた補助事業団体は、補助事業により設置した防犯カメラ等について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。

(委任)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。